

○財務省告示第九十号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和  
元年七月八日に発行した政府短期証券の発行条件  
等を次のとおり告示する。  
令和元年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百四十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適 用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	の
面	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
金	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
五	八	七	六	三	額	億	額
万	万	千	十	兆	面	七	面
円	二	五	五	五	金	千	金
	千	百	万	千	額	万	額
	百	六	千	七	で	円	で
	十	十	八	百	七	千	三
	九	億	百	四	千	五	兆
	億	七	十	十	五	百	五
	千	千	円	億	六	十	千
	四	百		六	十	七	百
	百	十		千	七	億	三
	十			百	十	二	十

「国債市場特別参加者」のうち、第 I 非

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を順位の高い順に割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

額七千五百六十七億円

三兆五千七百四十五億六千七百

